

薬生食輸発0904第1号  
令和2年9月4日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(ベトナム産イカのクロラムフェニコール)

標記については、令和2年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正：令和2年8月24日付け薬生食輸発0824第1号)にて通知したところである。

今般、ベトナム産イカのクロラムフェニコールについて、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

別添1のベトナムの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
イカ及びその加工品(簡易な加工に限る。)	—	クロラムフェニコール	別表1の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	クロラムフェニコールが残留しているおそれがあるため。

を削除する。